

建設発生土の処理及び改良土の使用に関する取扱事務要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、豊田市（以下「市」という。）が環境保全及び資源の有効活用を推進するため、豊田市の公共工事における環境配慮指針（平成12年1月18日制定）に基づき、市が発注する公共工事（以下「工事」という。）に伴い生じる建設発生土の処理及び改良土の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 市は、建設発生土等について、次に掲げる事項を考慮しなければならない。

- (1) 工事を計画、設計及び施工する場合は、建設発生土量の抑制に努めること。
- (2) 建設発生土が生じる場合は、現場内利用及び工事間流用に努めること。
- (3) 工事間流用ができない建設発生土は、改良土として再利用できるように努めること。
- (4) 購入土が必要な場合は、改良土の使用に努めること。

2 購入土が必要な場合において、法令及びその他の条件等により改良土を使用することが不可能又は不適切な場合は、前項第4号の規定は除外するものとする。

第2章 建設発生土の処理

(建設発生土の処理方法)

第3条 市は、原則として、工事間流用ができない建設発生土は土質改良プラントに搬入し、改良土として再利用できるように処理するものとする。

(土質改良プラントへの搬入条件等)

第4条 市は、次に掲げる条件に従い、建設発生土を土質改良プラントに搬入するものとする。

- (1) 第4種建設発生土以上のものであること。ただし、疑わしい場合は、地山状態でコーン指数を測定し、確認するものとする。なお、この測定に要する費用は、市が負担するものとする。
- (2) 臭気、悪臭を放たないものであること。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）上の廃棄物に該当しないものであること。（産業廃棄物混入土砂は廃棄物扱いとなり、土質改良プラントへの受入れを拒否されるため、十分注意し、適正に処理しなければならない。）
- (4) 建設発生土の岩の混入率が10%以下、かつ、一つの岩が30cm以下であること。ただし、建設発生土に岩が混入している場合は、搬入受入れを土質改良プラントに事前確認するものとする。

2 泥土の処理については、天日乾燥等による含水比低下、粒度調整など物理的な処理を

行った場合には、処理後の性状で再度判定し、改良土としてではなく発生土として土質区分を判定するものとする。

第3章 改良土の使用基準

(改良土の用途)

第5条 市は、改良土を埋戻材、盛土材、路床材等全ての用途で使用できるものとする。

(改良土の品質基準)

第6条 プラントは、次の品質基準を満たした改良土の供給が可能でなければならない。

- (1) 第2種改良土以上のものであること。
- (2) 生産過程に使用する固化材は、生石灰1号以上であること。なお、これ以外の石灰系固化材を使用する場合は品質証明書（成分、強度、環境性能等）を提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 最大粒径40mm以下であること。
- (4) 修正CBR20%以上であること。
- (5) 木片、プラスチック類、金属類及び有害物質等の産業廃棄物が混入していないこと。

2 市は、工事状況等により前項第2号及び第3号の条件について、これを変更することができる。

(改良土の品質管理等)

第7条 市が使用する改良土は、コーン指数を、締固めた土のコーン指数試験(JIS A 1228)で出荷日に1回以上の品質管理を行うとともに、年2回以上の品質試験を実施している土質改良プラントの改良土とする。この場合、コーン指数とCBR値との関係は、事前に室内試験等により確認しておかななければならない。

- 2 前項の品質試験は、別表に示す試験機関、試験頻度、試験項目及び試験方法で実施しなければならない。
- 3 市は、必要に応じて、品質試験結果（品質証明書）の発行を土質改良プラントに求めることができるものとする。

(使用前の確認事項)

第8条 市は、改良土の使用に際して、改良土の外見確認を実施するとともに、土質改良プラントから品質試験結果の提出を受けた後に使用するものとする。なお、生石灰を固化材として使用した改良土は、養生期間を十分に確保して発熱反応が終了したものでなければ使用してはならない。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、総務部技術管理課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

試験機関	公的試験機関	自社試験室又は民間、公的試験機関
試験頻度	1回以上/年	1回以上/年
試験項目及び試験方法	(1) 修正CBR試験 (2) 液性限界・塑性限界試験 (3) 土の粒度試験（ふるい分けのみ）	(1) 土粒子の密度試験（JIS A 1202） (2) 土の含水比試験（JIS A 1203） (3) 土の粒度試験（ふるい分けのみ） （JIS A 1204） (4) 土の液性限界・塑性限界試験 （JIS A 1205） (5) 突固めによる土の締固め試験 （JIS A 1210） (6) CBR試験（JIS A 1211） (7) 修正CBR試験（舗装試験法便覧） (8) 土のpH試験（JGS 0211）

公的機関等一覧表（公的機関又は工業標準化法第57条の規定に基づく認定試験事業者）

- ① 一般財団法人 日本品質保証機構中部試験センター **名古屋マテリアルテクノ試験所**
〒481-0043 北名古屋市沖村沖浦 39 番地 TEL 0568-23-2204
- ② 一般財団法人 日本品質保証機構中部試験センター **名古屋マテリアルテクノ試験所**
名南試験室
〒459-8001 名古屋市緑区大高町字川添 8 3 番地 TEL 052-622-5046
- ③ 一般財団法人 東海技術センター三河試験所
〒440-0081 豊橋市大村町字橋元 6 8 番地 1 TEL 0532-57-7797
- ④ 一般財団法人 東海技術センター ハイパーラボ
〒489-0977 瀬戸市坂上町420-1 TEL 0561-85-0214
- ⑤ 公益財団法人 なごや建設事業サービス財団 名古屋市建設技術センター
〒454-0832 名古屋市中川区清船町一丁目 3 TEL 052-361-3700
- ⑥ 株式会社 愛建総合設計研究所 **建築材料試験室**
〒448-0813 刈谷市小垣江町亥新田 2 0 番地の 2 TEL 0566-22-6100
- ⑦ 中部コンクリート検査 株式会社
〒486-0817 春日井市東野町 7 丁目 1 5 番地 1 7 TEL 0568-82-3500
- ⑧ 一般財団法人 ベターリビング **名古屋試験分室** 名古屋ラボ
〒458-0804 名古屋市緑区亀が洞 1 丁目 101 番地 TEL 052-879-2151
- ⑨ 株式会社 オーテック 名古屋試験センター
〒475-0911 半田市星崎三丁目 46-2 TEL 0569-47-5555
- ⑩ 中日本材料試験所 株式会社 守山試験所
〒463-0068 名古屋市守山区瀬古三丁目 1431 番地 TEL 052-726-3382
- ⑪ **インテックナレッジマネジメント株式会社 名古屋支店・試験センター**
〒490-1115 あま市坂牧坂塩 116 TEL 052-442-5300
- ⑫ **有限会社 ヒカリ 名古屋支社**
〒463-0081 名古屋市守山区川宮町 106 TEL 052-737-3900